

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年1月までの期間及び50年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から42年1月まで  
② 昭和50年7月から同年12月まで

昭和55年6月ころ、A市区町村役場にて、年金担当職員から説明を受け、妻が特例納付及び過年度納付した。

当時、職員から「これだけ納めると年金を満額もらえる」と説明を受けた金額を納付したにもかかわらず、年金記録を見ると、未納期間が存在する上、厚生年金保険被保険者期間（昭和37年10月から40年1月までの期間）と重複している国民年金保険料納付済期間も見られるが、私自身は、厚生年金保険の資格喪失日（40年2月1日）以降の未納期間について、特例納付したと認識している。

厚生年金保険被保険者期間に特例納付したとされている国民年金保険料（11万2,000円）については、社会保険事務所の過誤納調査決定を受けて既に還付されているが、当該還付金を返納してもよいので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和55年6月に、53年4月から55年3月までの国民年金保険料を過年度納付している上、37年10月から40年9月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

しかし、上記期間のうち、昭和37年10月から40年1月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であるにもかかわらず、当該期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人は重複期

間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として取り扱われていたことは明らかであり、申立人の厚生年金保険被保険者期間を確認する過程で制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として、重複期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

また、申立期間は、第3回特例納付当時、特例納付可能な期間であり、厚生年金保険被保険者期間を確認した上で、正当な納付書が作成された場合は、申立人は、厚生年金保険被保険者期間を除いた申立期間までを特例納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月及び52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月  
② 昭和52年4月から53年3月まで

昭和50年5月に会社を辞めた後、家族の勧めもあって同年12月ころにA市区町村役場で国民年金の加入手続を行った。保険料は、納付書によりA市区町村役場B支所かC銀行D支店を通じて納めていた。きちんと納めていたはずなのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続も、すべて適切に行われていることから、国民年金に対する意識が高かったことがうかがわれる。

また、A市区町村への照会結果等から、申立人が国民年金保険料を納付していたとするC銀行D支店が国民年金保険料の納付指定場所であったことが確認できる。

さらに、申立期間①については、申立人の国民年金被保険者資格取得日（任意加入）が昭和50年12月22日であること、申立期間直後の51年1月から同年3月までの国民年金保険料が51年4月1日に納付されていることから、申立人が加入当初の1か月分のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間②については、申立期間の前後は納付済みであり、その前後を通じて申立人の生活状況等に大きな変化は認められない上、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案398

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から55年3月まで

私の国民年金への加入については、昭和49年に結婚する半年くらい前に父が加入手続きを行い、国民年金保険料についても、母が家族の保険料と一緒に自宅を訪問してくる集金人に毎年1年分を一括納付してくれていたと思う。

妻の年金記録を見ると、厚生年金保険被保険者期間を除く申立期間の大半が納付済みとなっており、母が私の分だけを納付していなかったということは考えられない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しており、母親は高齢のため供述を得ることができないことから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険事務所が保管している被保険者台帳管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月24日に払い出されたことが確認でき、当該時点では、申立期間の国民年金保険料を供述どおりの方法で納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、A市区町村が保管している国民年金被保険者連名表(昭和50年度～55年度)を見ると、i) 昭和55年度の資料には、申立人及び同居家族3人(父親、母親及び妻)全員の氏名等が登載されているものの、54年度以前の資料では、申立人の氏名等が確認できない、ii) 申立人の同居親族

3人の50年度から54年度までの国民年金保険料は、いずれも3か月に1回の頻度で納付されていることが確認できることから、申立期間当時、1年分の国民年金保険料を一括納付していたとする申立人の主張と相違する状況が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案399

### 第1 委員会の結論

申立人の平成20年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月及び同年3月

平成20年1月から同年2月までの間に、A社会保険事務所において、国民年金保険料を1か月分納付した。その後、平成20年8月までの期間に再度、A社会保険事務所に出向き、持っていた納付書を全部窓口担当者に渡し、同年3月分までの国民年金保険料を現金で支払った。

領収書を受け取ったかどうかは覚えていないが、確かに支払ったと記憶しているので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社会保険事務所に保管されている国民年金保険料領収済通知書及び領収書控を確認した結果、申立人の申立期間直前の4か月分（平成19年10月から20年1月分）の国民年金保険料領収済通知書及び領収証控は確認できたが、申立期間に係る国民年金保険料領収済通知書及び領収証控を確認することはできない。

また、平成20年1月から同年8月までの期間について、A社会保険事務所の保管するスタンプ領収払出簿を確認しても欠番は無い上、同社会保険事務所が収納した国民年金保険料額と領収済通知書記載額の合計が一致しなかった日も確認できない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付金額、納付月数等に係る申立人の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案400

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの期間及び49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年12月まで  
② 昭和49年3月

昭和36年頃、A市区町村役場B支所の窓口で国民年金の加入手続をした。加入手続後は、婦人会を通じて国民年金保険料3か月から1年分を納付し、さかのぼって一括で国民年金保険料を納付したこともあったと記憶している。時期、金額ははっきりしないが、農協で貯金を引き出し、社会保険事務所で納付したこともあった。

申立期間については確かに納付しているので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和41年1月25日付けで国民年金に任意加入しており、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同申立期間は任意加入前の期間となるためさかのぼって納付することはできないほか、A市区町村が保管する国民年金保険料集金簿によれば、同申立期間のうち、i) 昭和36年4月から40年3月までに係る同集金簿に申立人の氏名が登載されていないこと、ii) 40年4月から同年12月までの申立人の納付記録は無く、直後の41年1月から同年3月までの国民年金保険料が41年2月19日付けで納付されていることが確認できることなど、申立人が同申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は厚生年金保険への加入に伴い昭和47年11月5日付けで国民年金の資格を喪失しており、A市区町村が保管する国民年金保険料集金簿によれば、i) 同申立期間を含む48年4月から49年3月までに係る同集金簿に申立人の氏名が登載されていないこ

と、ii) 申立人が49年4月1日付けで、再度、国民年金に任意加入していることが確認できることなど、申立人が同申立期間に係る国民年金加入手続や保険料の納付を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案401

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年6月までの期間及び63年5月から平成2年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から51年6月まで  
② 昭和63年5月から平成2年8月まで

申立期間①については、私が20歳になったとき、母がA市区町村役場で国民年金への加入手続を行い、以後、母が自身の保険料と併せてA市区町村役場又は郵便局で納付したと聞いている。また、学生であった弟が20歳になったときからは3人分の保険料を併せて納付したと聞いている。申立期間②については保険料納付等の記憶ははっきりしないが、私自身が加入手続をして保険料を納付したと思うので調査の上、納付済みと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は当時、加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする母親に事情を聞いたところ、保険料の納付方法、納付場所等について納付をうかがわせる供述を得られず、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和63年4月以降であると推定され、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の母親は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与していないと証言していることから、申立人自身が加入手続

等を行ったと思われるが、申立人は加入手続を行った場所、保険料の納付状況等を記憶しておらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案210

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から52年11月まで

申立期間については、A社に乗務員として勤務していた。当該期間に勤務していたのは事実であるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所の元事業主は、「新規採用者については、原則として試用期間(3か月)後から社会保険に加入させていたが、申立人は、手取り収入が多い方が良くとして、例外的に社会保険に加入しなかったことを鮮明に記憶している。」と供述している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から平成7年12月までの期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和48年12月1日から53年8月1日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名等は見当たらず、欠番も無い。

さらに、申立事業所は、平成18年8月に廃業しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができず、当時の同僚と見られる者(2名)から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成元年5月まで  
② 平成4年12月から5年12月まで

申立期間①についてはA都道府県B市区町村にあったC事業所で調理師として働いていた。入社時期と退職時期ははっきりしないが、確かに勤務していた。申立期間②についてはD社が経営する居酒屋で調理師として働いていた。両事業所とも厚生年金の被保険者記録がないのは納得できないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が申立事業所に勤務していたことは同僚の供述等から推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立事業所及び申立事業所を経営していたE社について、申立期間及びそれ以外の期間においても厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、申立事業所及びE社は既に廃業し、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料は保管されておらず、申立人の当時の勤務状況等を確認することができない上、申立人が記憶する当時の同僚二人についても、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できないことなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立事業所であるD社の事業主は、「申立事業所は、会社創立以来、厚生年金保険に加入したことは無い。」と供述している。

また、申立期間当時の賃金台帳、人事記録等も保管されておらず、申立人の勤務状況や当時在籍していた従業員の氏名、所在も確認することができないことから当時の状況についての供述が得られないなど、申立人が申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和62年5月18日から平成9年6月2日まで国民年金の被保険者であり、昭和63年4月分から同年6月分までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。